

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成30年 2 月 23 日

金 曜 日

第 4318 号

目 次

告 示

| | |
|----------------------|---|
| ○指定代理納付者の指定 | 1 |
| ○指定居宅サービス事業者の廃止の届出 | 2 |
| ○指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 | |
| ○県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧 | 3 |

告 示

富山県告示第79号

指定代理納付者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231号の 2 第 6 項に規定する指定代理納付者を指定したので、富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の 2 の規定により告示する。

平成30年 2 月 23 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

ヤフー株式会社

東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号

2 指定代理納付者に納付させる歳入

富山県税条例第 3 条第 1 項第 1 号（昭和29年富山県条例第16号）に規定する自動車税（指定代理納付者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用して代理納付させるものに限る。）

3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月 31日まで

富山県告示第80号

指定居宅サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者から同法第75条第2項の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第78条の規定により公示する。

平成30年2月23日

富山県知事 石 井 隆 一

| | | |
|---------------|-----------|----------------------|
| 事業者 | 名称 | 株式会社ミタホーム |
| サービスの種類 | | 訪問介護 |
| 事業所 | 名称 | 訪問介護ステーションありがとうホーム上市 |
| | 所在地 | 富山県中新川郡上市町正印 834番1 |
| | 介護保険事業所番号 | 1671600888 |
| 廃止の届出を受理した年月日 | | 平成30年2月2日 |

富山県告示第81号

指定介護予防サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者から同法第115条の5第2項の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成30年2月23日

富山県知事 石 井 隆 一

| | | |
|---------------|-----------|----------------------|
| 事業者 | 名称 | 株式会社ミタホーム |
| サービスの種類 | | 介護予防訪問介護 |
| 事業所 | 名称 | 訪問介護ステーションありがとうホーム上市 |
| | 所在地 | 富山県中新川郡上市町正印 834番1 |
| | 介護保険事業所番号 | 1671600888 |
| 廃止の届出を受理した年月日 | | 平成30年2月2日 |

富山県告示第82号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営天神地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年2月23日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営天神地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成30年2月23日から

平成30年3月26日まで

3 縦覧の場所

南砺市役所

教示

- この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

